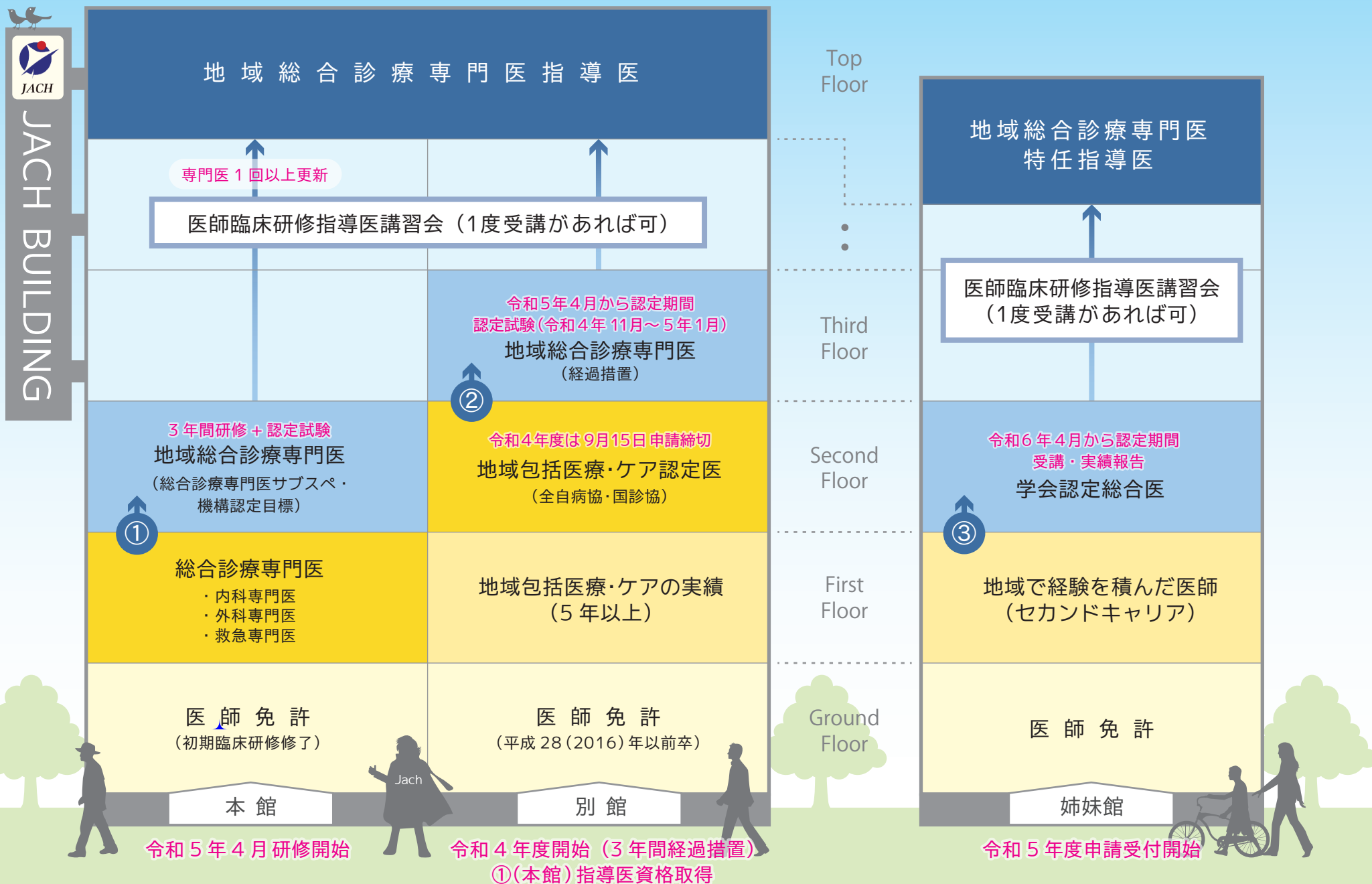


日本地域医療学会専門医制度

別添3



① 地域総合診療専門医

- 原則3年間のプログラム
 - ◆24カ月以上 地域包括医療・ケアを実践している医療機関
 - ◆12カ月以上 へき地・過疎地域、医療資源の乏しい地域、または回復期・慢性期を主体とする医療機関
- プログラム終了後、専門医試験

② 地域総合診療専門医（経過措置）

- 地域包括医療・ケア認定医（国診協・全自病協が認定）
- 専門医試験
 - ◆テキストを読み問題に回答
 - ◆第三者による専門医試験委員会設置

③ 学会認定総合医

- 日本地域医療学会の会員
- 3年以上の地域医療、総合診療、回復期・慢性期医療等の経験
- 指定する学会、研修会等への参加によるポイント（50P以上）
- 実績報告（レポート）を委員会で審査